

4. 単位制

- (1) 本大学院における授業科目の履修は、大学院設置基準に定められた単位制に基づいている。
単位制とは、各授業科目ごとに一定の基準で定められた単位を取得する制度である。
また、単位とは、学修時間を表す名称であって、その修得は、個々の科目についての所定時間を履修し、試験その他の方法により合格と判定されたとき、初めて達成される。この単位の集積をもって修了の単位を満たしていくことになる。
したがって、単位制は、修了要件を満たしていくうえでの基本的な条件であるので、誤りのない理解を得ておくことが求められる。
- (2) 修士論文・課題研究・博士論文は、修了要件であり、各専攻所定の単位に換算される。

5. 試験・成績

- (1) 履修した授業科目について試験を行う。
試験の方法は筆記試験、口述試験、論文試験（レポート）などとする。
- (2) 授業時数の3分の2以上の出席がない科目の受験は認められない。
- (3) 病気など止むを得ない理由で試験を欠席した者には追試験を行う。追試験の願出には、正規の試験を受験できなかった理由を証明する書類が必要である。
- (4) 成績の評価は、優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）に分け、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
- (5) 成績については、半期ごとに通知する。